

徳島県教育委員会規則第三号

徳島県立高等学校総合寄宿舎管理規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和六年三月二十六日

徳島県教育委員会教育長 榎 浩 一

徳島県立高等学校総合寄宿舎管理規則の一部を改正する規則

第一条 徳島県立高等学校総合寄宿舎管理規則（昭和四十一年徳島県教育委員会規則第四号）の一部を次のように改正する。

第三条中「徳島県立阿南寮 五十人以内」を「徳島県立阿南寮 九十人以内」に改める。

第六条第二項中「校長」を「管理者」に改める。

第二条 徳島県立高等学校総合寄宿舎管理規則の一部を次のように改正する。

第三条中「徳島県立三好寮 四十人以内」を「徳島県立三好寮 四十人以内」に改める。

改める。

附 則

この規則は、令和六年四月一日から施行する。ただし、第二条の規定は、徳島県立高等学校総合寄宿舎の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例（令和六年徳島県条例第二十九号）の施行の日から施行する。